

◆16番（下市香乃美君） 皆さんおはようございます。

きょうは、3人女性議員が続きます。先ほど来、阪神の優勝の話がありましたけれども、阪神の3番バッター金本のように私もきょうは頑張っていきたいと思えます。阪神タイガースファンの皆さん、まことにおめでとうございます。

それでは、通告に従いまして始めさせていただきます。

まずは、合併についてお伺いします。

私は、任意協議会の2回の議論を傍聴したり、合併協議会事務局からお話を聞く中で、疑問に感じていることを質問したいと思います。

まず、一番気になっているところが、「任意」と「法定」協議会のことですが、これが単なるまくら言葉になってはいないかということです。任意協議会と法定協議会の事務はどう違うのか、明解にお答えください。

また、任意協議会での、この任意協と法定協の違いは何かという質問に対しまして、天野事務局長がこう答弁されています。ちょっと長いんですけど、全部読みます。「任意協議会は任意協議会でございます。皆さん方がその中でどういう協議をされて、どういうふうな形で形づくられていくかによりまして、法定協議会はまた当然議案としてお出しして、議会の御審議いただくというもので、全く別のものでございます」こう答弁されています。これは議事録に載っていますので、皆さん確かめてください。これはどういうことを言っているのか、私にわかるように、わかりやすく御説明いただきたいと思えます。

続いて、市町村合併法定協議会運営マニュアル研究会報告書というものが2001年8月に出されています。そこには、「本来、法定協議会は合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を自由闊達に検討する場であり」と書かれています。合併の是非は、任意協議会と法定協議会のどちらで論じるのでしょうか。

続いて、本来、合併特例法に基づく市町村建設計画は、法定協で作成することとなっていますが、御案内のように任意協議会の規約にも作成するとあります。両者でつくるといっていいのでしょうか、このことについてははっきりと御説明ください。

続いて、合併をめぐる各市町の温度差から、法定協に至らなかった経緯を踏まえるなら、任意協に法定協の肩がわりをさせてはならないと考えます。早急に任意協、法定協のロードマップ——スケジュールですね——を明らかにするべきと考えますが、いかがでしょうか。その道筋のゴールは、2005年3月なのではないでしょうか、お尋ねします。

続いて、自由闊達な議論の保証という面で、2回の任意協議会の議論はほど遠いのではないかと考えます。開催数をふやす、開催時間を長くする等の工夫が要るのではないのでしょうか。

次に、合併のメリット、デメリットについてお尋ねします。

合併協第2回会議資料によりますと、サービスの低下への懸念に対し、合併による行財政の効率化、政令市後は一般財源増でサービス向上と記されています。これは、財政シミュレーションに基づかなければいけないと思えます。それをお示しください。

また、行財政の効率化を行えば、合併をしなくてもいいとも読めるのですが、それでも合併をするというその理由は何でしょうか。

これでは、政令市は現岡山市より住民サービス水準が高いということになります。各政令市のデータを出した上で論じないと説得力はないと思えます。何を根拠にこういう結論に至ったのか、具体例に基づいて御説明ください。

窓口が遠くなり不便にならないかとの不安に、支所や出張所の設置等でこれまでどおりとのことで、これでは先ほどの行財政の効率化と整合性を欠くと思われるのですが、いかがでしょうか。

次に、債務負担行為についてお尋ねいたします。

債務負担行為とは、その年には支払いはせず、翌年度以降から支払う借金のことです。逆に言うと、支払いを約束したものですから、翌年度以降の予算が約束されてお金を払わなければならないんです。つまり、今後の予算としてこの債務負担行為分だけは取っておかないといけない、そういうものです。

岡山市の債務負担行為の総額は、13年度末で883億円、14年度末でも828億円あります。この債務負担行為のうち、最も大きなものは土地開発公社が先行取得した事業用地の取得金額です。経年的には、徐々に減ってはいますが、14年度末現在で458億円あります。また、土地改良事業は、受益者負担分の支払いを市が肩がわりしており、14年度末で314億円あります。毎年30億円程度の市の負担が続くこととなります。そのほかにも14年度末で、まだ56億円があります。

特に、土地開発公社関係では、このような債務負担行為はふやすべきではなく、減らしていく、そういう必要性があり、用途不明確土地として桑野地内公共用地と田中野田内道路改良用地は、民間売却を視野に入れた市の再取得を特に働きかける努力をされたいという監査意見書も出されています。また、土地開発公社の経営の健全化に関する計画では、16年度までに用途が明確でない公社保有土地を解消するとあります。

このように、用途が不明確な土地について、市はどのような対応をされているのでしょうか御説明ください。

次に、土地開発公社の1年間の支払い利息は、3億8,000万円になります。借入金の金利のうち、その利率が1.675%と、他と比べて高いものがあります。その理由をお答えください。また、改善するお考えはありませんか。

もう一つ、債務負担が設定されていないため、表面化していない後年度に発生する国事業への市の負担金があります。これをいわゆる隠れ借金と呼んでいるんですけど、国営かんがい排水事業並びに国営総合農地防災事業というものの負担金で、吉井川地区、児島湾周辺地区、岡山南部地区、児島湖沿岸地区を合わせると、今後市が支払う総額は157億円になります。当然、今後の維持管理費も必要になります。

岡山市の維持管理費の概算についてお示しください。

事業の必要性については、その事業が始まる前に慎重に議論することが必要なのは言うまでもありません。現状は、事業の決定から20年ほどがたち、多額のお金を払わなければならないという状態です。現在の財政状況を考えると、この負担は本当に大きなものです。

その中で、特に岡山南部地区のかんがい排水事業は、足守川のパイプライン化を含んだ事業です。足守川のパイプライン化については、ルートも決まっていない状態で、まだ具体的には何も進んでい

ないので、岡山市のお金は使われていません。岡山南部地区かんがい排水事業の総額は280億円で、そのうち岡山市負担額は総額で37億3,500万円です。そのうち、パイプラインの事業費総額が190億円を占めていますので、その分の市の負担額は31億円になります。つまり、このパイプラインの事業をやめれば、岡山市は31億円の節約になります。

この足守川のパイプライン化については、反対する農家の方々もいらっしゃいます。岡山市との勉強会も続いています。ここで、この事業が本当に必要なかどうか、市としてもう一度立ちどまって考え、国に意見を述べるべきではないでしょうか。このことについてお尋ねいたします。

次に、各課の目標についてお尋ねします。

毎回、目標についてやってるんですけども、岡山市は任務条例に基づいて目標づくりを始めてから3年になります。さきの6月議会で、行政評価制度を導入しているという当局の答弁がありました。今年度も、14年度目標の評価票、15年度の目標設定票が公表されました。個別票すべての公表は、十分先端を行っていることで視察も多いそうですが、大いに評価されるべきことと思います。それを踏まえた上で、以下質問します。

今年度の「仕事の目標づくりと評価の取り組みについて」の中で、「③目標の評価について」というところに、「総合的・政策的な評価を担保するために、各室局長の意向を踏まえ、局室で評価を行った後、局長会議で総括をしました」とあります。局長会議での総括も公表し、この制度の導入、レベルアップについてどう進んでいるか、市民に情報提供するべきと考えます。いかがでしょうか。

14年度評価結果によると、評価点が1であるのは財政局の「健全な財政運営の確保」と病院局の3つの病院です。市民病院の目標は、単年度収支で赤字ゼロで、目標を高く設定しているということは評価しますが、収支については当事者の努力以外に外部要因があります。目標設定趣旨からいえば、当事者の努力が評価できるような工夫があつて当然だと思えますが、いかがでしょうか。

企画局システム企画課の目標は、「市民の立場に立った効率的で効果的な行政（＝電子市役所）の実現を目指す」で、評価は4。岡山市は、職員1人に1台のパソコンを配備しました。その結果、例えば紙の消費量は減る等の実質的効果はあったのでしょうか、お伺いします。

教育委員会の新しい教育推進課の目標は、「岡山後楽館中・高等学校の教育環境整備」で、評価は3です。なぜこの評価が3になるのか、その基準をお示しください。

次に、15年度の目標設定票では新たな工夫がされていて、わかりやすくなっています。ところが、環境局の19票のうち、14年度版をそのまま使っている課が6票あります。これはつくり直しが妥当だと思いますが、いかがでしょうか。

今回改善した目標の選定理由の欄は、指標、目標水準、達成年度についての説明だけでなく、このテーマ——目標の見出しが、最も優先すべき課題であることを市民にわかりやすく情報提供するべきと考えますが、いかがでしょうか。

テーマ——目標の見出しの選定ですが、例えば病院局では、第三者機関による病院機能評価の審査が重要課題であつて、個別の目標設定票をつくるべきだと思います。これで市民へのアピールもできます。

また、環境局では、東部余熱利用健康増進事業の個別票がありません。重要課題が取り上げられているかどうかは、中間管理者の責務であり、行政評価がその目的を達成するのに大切な部分であると思いますが、いかがですか。

今年度の目標設定の目標づくりの中で、「各局室の任務と各職場の目標などについての相関関係（イメージ図）」が表示されています。ここが最も大切な部分であると思います。15年度目標設定では、任務内容とのつながりまではよくわかるのですが、設定すべき目標のレベルとのつながりがよくわかりません。到達すべき目標のレベルが妥当かどうか、担当者だけに任せるのではなく、管理者の思いが反映されるべきと思います。当然、そのことが管理者のマネジメントとして評価されることとなります。次のステップとして取り組んだらどうでしょうか。

さらに、行政評価では、出来高ではなく成果——アウトカムの評価が大切であると言われていいます。成果は、市民サービスの向上・上乗せ、福祉の向上で表現されます。この目標設定が生み出す成果について表現する欄を加えたら、さらに改善できるのではないかと思います。時間がかかることと思いますが、ステップアップをスケジュール化して取り組みいただければ、政策形成過程の明確化、効率的行政の経営など、大きな改善になると期待しています。

最後に、この目標づくりに関して、市民の声を取り入れる工夫が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、病院事業についてお伺いします。

事業管理者の行った改善が持続可能であることが大切です。6月議会の私の質問に対して、今年度市民病院で受審を予定している第三者機関による病院機能評価、これらの審査項目の中にほとんどあり、現在病院を挙げてこの認定取得に向けて鋭意取り組んでいるところであり、持続可能な組織運営を確固たるものにするという答弁がありました。

第三者機関である財団法人日本医療機能評価機構と、ここが作成した自己評価調査票を概略見てみました。この中にある評価項目、例えば、病院の理念と基本方針が定期的に見直され、内外に周知・徹底されている。理念と基本方針に沿った中・長期計画の策定が組織的に行われている。目標の設定とその達成に向けて、管理者、幹部がリーダーシップを発揮している。取り組みの成果について評価し、院内の一層の活性化を図っている。特に、年次事業計画の実施過程とその結果が定期的評価され、見直しが行われているというのがあります。そのほか膨大な項目の評価項目がありますが、今挙げた評価項目だけでも持続可能な体質改善の向上を目指す活動であることがわかります。

さて、以下質問いたします。

受審の準備を開始したのは、いつからでしょうか。

現在の準備状況は、どこまで進みましたか。自己診断票は送付しましたか。

受審はいつごろになりますか。

この受審の結果は報告しますか。また、この受審活動の成果も報告しますか。

最後に、この受審は病院事業管理者の成功報酬条例の修正に影響を与えますか。

以上です。

もう一つ、乳がん検診についてお尋ねいたします。

今回、市長の提案理由説明の中に、乳がん検診の精度を高めるために、視触診に加えてマンモグラフィーの導入を来年度から実施したいという旨のものがありません。厚生労働省の方針に沿っていち早い対応をとられることは、国際・福祉都市を目指す岡山市として評価できると思います。

さて、このマンモグラフィーとはエックス線撮影のことです。機械の値段が1台3,000万円以上す

るようなんです。これまで視触診では、乳がん検診のできる医療機関は岡山市内に170機関ありまし
た。マンモグラフィーでの診断ができる医療機関は、数が少ないのです。マンモグラフィーの導入に
は、検診医には写真を分析する読影の専門的知識が必要になります。日本乳がん学会などがつくるマ
ンモグラフィー検診精度管理中央委員会は、試験で十分な読影能力があると認めた医師をA、B級な
どとして認定しています。

さて、質問します。

市民病院、吉備病院、せのお病院で、それぞれ乳がん検診の受診者は13年度、14年度と何人いまし
たか。

市民病院、吉備病院、せのお病院でマンモグラフィーの診断はできますか。

読影のできる医師は、それぞれ何人いるでしょうか。

マンモグラフィーの導入に伴って、新たな予算は岡山市として必要でしょうか。

さて最後に、乳がん検診受診者の5%前後は精密検診が必要です。これは岡山市の統計から、そう
いうふうになっています。子宮がんは0.7%前後の精密検診の比率だということと比べると、乳がんの
方はとても高いんです。

さて、精密検診後の治療は、手術による切除が最もポピュラーに行われています。公立病院である
市民病院では、国際的に認められた手術しかできないのでしょうか、お尋ねします。

次に、東部温浴施設についてお尋ねします。

東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業——本当の名前はこういう名前なんです——は、
ASPOの反省から——ASPOはアクションスポーツパーク岡山のことですが、ASPOの反省から
やり方を変えた最初の事業だというふうに認識しています。ごみ焼却施設の余熱利用ということ
で、全国でもさまざまな地域でこういった事業が行われています。私も幾つかの施設を視察しまし
たが、どの施設も平日の昼間は特に高齢者の利用者がたくさんおられ、この事業に期待しているところ
です。

PFI事業として進めておられる東部温浴施設ですが、この施設の所有者は、15年間は事業者が設
立した特別目的会社、その後は岡山市に無償譲渡されるということになっています。岡山市は、14年
4月から「岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例」を施行し、今後の政策及び行動の指針として
います。この条例の第27条第1項において、本市域内で整備される生活関連施設などは、「岡山県福
祉のまちづくり条例」の定めるところにより整備するよう努めるとなっており、第2項には、市は生
活関連施設などにきめ細かな配慮がなされるよう意見を聞くため、専門的知識のある障害者などを設
計支援委員として委嘱することとしています。そして第3項で、市は生活関連施設などを整備する場
合、設計支援委員の意見を聞くこと、市民、事業者は意見を聞くよう努めることとなっています。

また、今議会上程されている特定事業契約の締結議案の特定事業仮契約書を拝見しますと、施設
使用料が定められておりますが、一般料金の設定しがなく、高齢者等への優遇措置制度はありません
ん。

そこでお尋ねします。

東部余熱利用施設整備において、市は岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例の精神にのっと
り、設計支援委員の意見を聞くように民間事業者を指導するべきではないでしょうか。

加えて保健福祉局にお伺いします。

本市も例外なく高齢社会を迎えております。より多くの高齢者や障害者の方々が利用しやすい、こ
の施設に関する補助制度は考えられないでしょうか。

次に、紫外線対策について質問します。

先ほど崎本議員への答弁の中で、市長の方から、子どもの体をたくましく成長させるために、子ど
もたちに汗をかかせることを心がけてきた、水泳をさせたり、山や川で長時間遊ばせたという答弁が
ありました。決して悪いことではないんですけれども、その際に紫外線を長時間浴びるというこ
は、危険があるということも御認識いただきたいなと思いました。

さて、私は夏休み前に幼稚園や小学校のプールの授業を見学しました。プールの授業は、プールを
出たり入ったりで、プールサイドにテントを置くだけでは紫外線対策にはならないというふう
に感じたところです。6月議会の紫外線対策についての私の再質問、現場の実態調査はどうな
っているのかというものだったんですが、保健福祉局長からは、現場の実態調査、その対策は
やっている、後で御報告をするという答弁でした。これは保育園だけでなく、幼・小・中の学
校についても質問したつもりなんです、教育長からは御答弁がありませんでしたので、再
質問します。

現場の実態調査の方法と現状、新たに取り組んだ紫外線対策、環境省の紫外線保健指
導マニュアルの活用方法について、保育園、幼稚園、小学校、中学校についてお答えくだ
さい。

最後の項です。交通安全・生活安全についてお尋ねします。

まず、三丁目劇場の駐車場についてです。昨年9月議会で、私は三丁目劇場の駐車場を設
置するべきではないかという質問をしました。経済局長の答弁は、駐車場の設置につきましては、
今後どのような対応が可能なのか、三丁目劇場が国道30号に隣接していることから、国土交通
省とも協議しながら研究していきたいと考えておりますというものでした。三丁目劇場に
来る大型バスの数は、相変わらず毎週土・日には4台くらいも車道に駐車し、交通渋滞を
引き起こし、自転車や歩行者にとってはとても危険な状態が続いています。事故が起
きてからでは遅いのです。早急に駐車場について整備するべきと考えます。その後の
研究は、どのように進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

次に、用水路の転落死亡事故と安全な通学路についてお尋ねします。

幼児の用水路への転落死亡事故がまた起きました。本当に残念なことだと思います。先
日、羽場議員の質問に対して、危険箇所の調査を実施するという御答弁がありました。

では、その方法についてお答えください。

また、危険度の基準についてもお示しいただきたいと思っております。

4年前にも同じような事故が起きて、各学校等で通学路に関する危険な箇所等につ
いては調査をしていると思っております。

その調査結果は、市教委から市当局の担当課に届いているのでしょうか。

その調査結果に基づいて、具体的にどのような対応をされたのでしょうか、お尋ね
します。

最後に、暴走自動車による死亡事故についてお尋ねします。

暴走自動車による交通事故で、つい先日、知り合いのお孫さんが亡くなりました。

生活安全課のことし目標には、市内の交通事故年間死者数45人以下を目指すとい
うのがあります。その取り組みは、情報提供や広報が主なものなのですが、これで目標を達成できるのかと心配で
す。目標は達成できるでしょうか。

暴走自動車等の市民からの情報提供に迅速に対応していかれますか。
また、暴走自動車に対して、何か具体的な方策はとれないものでしょうか、お伺いします。
これで第1回目の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 170

◎市長(萩原誠司君) 皆さん御苦労さまでございます。傍聴の方々も大変にありがとうございます。

それでは、下市議員の御質問に幾つかお答えをいたしたいと思います。
まず、東部余熱利用健康増進施設整備・運営PFI事業についてでありますけれども、これはお尋ねの趣旨を生かしていくつもりですが、もともと事業者募集要項の中に、既に岡山市の例のくらしやすい福祉のまちづくり条例を遵守してくださいという規定しているんです。それはなぜかといいますと、事業者の方々に対しまして、設計支援委員の意見をちゃんと聞いていただくことというのを、もう前提にしているということでありまして、これからその方針をお願いをしていこうというふうに思っております。

それから、合併の絡みで任意協と法定協議会の関係、私の答えがどこまで天野局長よりわかりやすくなるかありますけど、まず法定協議会っていうのは合併の必要条件です。つまり、法定協議会がなければ合併はできません。任意協議会には、そういった意味づけはありません。任意協議会をするかどうか、したところで任意協議会のままですと合併には至らない、そういう大きな格差があるわけにあります。それは法定になって、法律にそう書いてあるところでありまして、次に、合併の是非をどちらで議論するのかという点についてであります。これはまあ、どこで議論してもらっても、それは構わないんですが、両方の議論は、それぞれ最終的には、特に法定協を必要条件とした上で、議会における議決に付すということになっているわけでありまして、最終的には議会の場が合併の是非についての最終判断をする一つの場になっておるわけでありまして、そういう意味で任意協、法定協議会はその前段階であります。そういう意味で、どちらで議論してもらっても構いませんけれども、本来の趣旨は、市民や議会に対して合併のプランというものをつくるというところに大きな意味合いがあるわけでありまして、

そして、法定協議会で作成することになっている建設計画について、任意協で、法定協議会で正確な、法的な意味づけを与えれる前の内容的なものをつくるということではできませんけども、任意協自身が最終的な市町村建設計画を法的な意味でつくっていくことにはならないわけでありまして。逆に言うと、任意協での議論というのは、法的な意味、拘束力がないわけですので、それを法定協議会がまた同じものを承認して、それで行こうということであれば、法定協議会につなげて、法定協議会における建設計画になり得るものだと、こういう意味合いであります。

それから、早急にロードマップをということでありまして、ロードマップをつくる作業というよりも、やはり内容をしっかり議論していくことが必要かと思っております。

ゴールが2005年3月かどうか。これは2005年の3月末というのが合併に対する支援措置の期限切れということでおっしゃっておられると思います。それを我々がどこまで強く意識するかによって、それがゴールとなり、あるいは全く意識しなければゴールにもならない。その辺は、今後の議論の中で、合併支援措置をどこまで強く今後の都市づくりに反映させていく意思を、我々が持つかどうかということに依存をしていくというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、議論の進め方等につきまして御指摘がありました。とりあえず小委員会の設置決定ができたということが一つ議論の保障というか、議論の幅を、あるいは進路を広げるということに役立つわけでありまして、一方で任意協議会本体における議論が、やはり市民の方々にもしっかり発言権が与えられるというふうな点も含めて、自由闊達になるように運営にも配慮していただくように、岡山市としても臨んでいきたいというふうに考えております。

次に、交通安全の関係でございます。

不幸な事故が絶えないこと、大変に憂慮をしております。交通死亡事故について、ことしの目標が45人以下とありますけれども、これは本来の目標はゼロ、当然それを目指していきたいと思っております。45人はいいいんじゃないか、そんな議論では全くないんですけども、一つの計画的な目標として設定をさせていただいております。

岡山市内の死亡事故については、いろんな関係の方々御尽力、あるいはそれぞれ市民の方々の御注意というものが総合的にかみ合った形にことしはなっております。昨年の現時点——9月10日というのを時点にとらえておりますけれども——が34人だったんですけど、これが20人ということで、かなり大きく減少をしております。45人以下の目標が達成をできればと思います。さらに言うと、今20人ありますから、このままぜひ推移をしてほしいというふうに私自身は祈っているところであります。

暴走行為による事故、本当に痛ましいというか、市民的な怒りを感じるわけでありまして。各警察におかれても、暴走行為の追放のために一生懸命に頑張っているところであります。何分我々としては、最終的な警察権限を持ち合わせていない市役所でありまして、警察との関係で一体になっていくということが、一つのどうしても避けられないポイントなんですけども、ただ、この間からいろいろ議論をしておりますように、岡山市としても各種の市民の生活安全を脅かすいろいろな行為があります。ピンクピラという話もありましたし、「090金融」の話もありましたし、あるいは看板の話もあつたり、いろんな問題がありました。あるいは宣伝カーですか、そういう問題もありましたけれども、恐らくあるといった問題に対する審議会での議論が始まると、暴走行為についての何らかの対応が条例的にできるかどうかということも、その検討の範囲に入ってくるんじゃないか、そんなふうな考えております。審議会でのさまざまな専門家の方々、あるいはいろいろ思いのある方々の御意見に、期待をさせていただいている状況であります。

P. 172

◎市民病院長(渡邊唯志君) 病院機能評価についてお答えいたします。

職員の提案を受けまして、市民病院といたしましてこの病院機能評価を受けようというふうに決めましたのは、昨年の9月ごろだったと思います。その後、病院機能評価とはどんなものかから勉強を

始めまして、ことし3月に受審の申し込みを行いました。来年1月の受審に向けて、現在病院を挙げて取り組んでいるところであります。

ただ、約600個を数える評価項目、1回での合格率が約3割と言われる難関の状況の中で、作業はおくれぎみであります。なお、自己評価調査票はまだ送付いたしておりません。

受審結果等は、ホームページなどを活用して広く公開していく考えであります。

この受審は、病院事業管理者の成功報酬条例の修正に影響を与えるかとの御質問でございますけれども、機能評価といえますのは、医療の質の向上を正に図って努力いたしておるところでございます、この問題とは異なる次元の問題と考えております。

次に、乳がんの検診についてでございます。

市民病院では、既にマンモグラフィーを導入しております。したがって、新たな予算というものは必要ないと考えております。このマンモグラフィーは、シーメンス社製の最高級のレントゲンでございます。フィルムも基準にのっとって使用しております。さらに、乳がん診断用超音波装置、これも保有しております。

また、読影は有資格医師2名を配置しております。

また、レントゲンの撮影といいますのは、講習を受けて試験に合格した診療放射線技師が行っております。

なお、吉備病院、せのお病院には、読影のできる有資格医師はおりません。

乳がんの検診の受診者数についてでございますけれども、平成13年度は市民病院が244人、吉備病院が113人、せのお病院153人、平成14年度は市民病院が250人、吉備病院126人、せのお病院138人となっております。

次に、精密検査後の治療についてでございます。

公立病院である市民病院は、国際的に認められた手術しかできないのかという御質問でございますけれども、私どもといたしましては、新しい手術方法が開発されて、それが広く国際的に認められれば、それは当然積極的に取り入れて、他の模範となるように努力いたしております。当院の手術方法あるいは手術適用が古くおくれをとっているということはありません。

国際的に認知されていない方法は、いかに斬新で優秀であると一部の人が、あるいはマスコミが騒いだとしても、興味本位で取り入れることはいたしていません。その結果に責任が持てないだけでなく、将来にわたって患者、医師双方に多大な負担を強いることになるからであります。例えて言うなら、腫瘍を切除してリンパ節を覚せいします。その後、放射線療法をするのが一般的な方法であり、それにもかかわらず最後の放射線治療というのを略すと、これは短期成績がよくても、長期の予後が悪いということが予測されます。

普遍的な根治療法が十分確立されていない場合は、最大効果が得られる手術を行うことが病院に課せられた使命であります。乳がんの手術に限らず、奇をてらうような手術はいたしていません。

また、当院は市民の皆様へ最良の医療を提供するのであって、実験的あるいは試験的な手術は行っていないということを厳に申し述べておきます。

以上であります。

P.172

◎総務局長（広瀬慶隆君） 各課の目標につきましての一連の御質問に関して、教育委員会に係る御質問を除き一括して御答弁申し上げます。

本市の目標づくりは、職場みずから目標を設定し、みずからが評価し、さらに市民の方々の意見を反映していくという方法に特色がございます。

今後ともこのことを基本姿勢といたしまして、取り組んでまいりたいと考えておりますが、局長会議での総括の公表や、市民の声を取り入れる工夫をすべきとの議員の御指摘につきましては、より市民の方々にわかりやすく情報を提供するという理解のもとに改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、目標の設定票に関する御指摘でございますが、新たな「目標の設定票」の使用については、当然のことながらその徹底を図ります。

また、優先課題の取り扱いや管理職の思いを反映させることにつきましては、職場によっては行政評価や重要課題を目標に掲げておりますが、次のステップへの方向性の一つであると認識しております。

評価のあり方に関しまして、当事者の努力を評価しては、またアウトカムの評価欄を設けてはとの御指摘につきましては、職場ごとのマネジメントサイクルの「評価・分析」や「検討・見直し」の過程の中で取り組んでいく課題であると思っており、その熟度を高めながら、制度の成長、進化を図ってまいりたいと考えております。

なお、電子市役所を目指すという目標に関連いたしまして、紙の消費量は減ったのかということでございますが、コピー用紙の使用枚数は11年度から微増してきておりましたが、14年度はやや減少しております。今後とも使用済み用紙の裏面の利用、資料の電子化・共有化等により削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P.173

◎企画局長（天野勝昭君） 合併について、市長が5項目答弁いたしました。残りの4項目につきましてお答え申し上げます。

まず、財政シミュレーションの関係でございますが、今後の協議に必要な資料であるということでございますので、現在、任意協議会事務局において、合併した場合、それとらなかった場合の双方について作業中であります。

行財政の効率化を図る上で、関係自治体間では、合併につきましては究極の手段であるというふうにご覧いただきまして、今回の合併の議論はその先に政令指定都市を見据えた夢のある議論ということでございます。

政令指定都市になりますと、区役所が必置となり、区役所支所の設置も可能となります。また、児童相談所の設置、教職員の任免、国道・県道の管理などの権限が移譲されまして、それに伴って一般財源が増加するわけでございます。こうした権限や財源を有効に活用することにより、住民ニーズに

対応したきめ細かなサービスが可能となるというように考えてございます。

また、合併によりまして、総務とか、企画などの管理部門の効率化と、相対的にサービス部門や事業実施部門に手厚く人員配置をすることも可能となるように考えてございます。

以上でございます。

P. 173

◎財政局長（角田秀夫君） 土地開発公社関係につきましてお答えいたします。

当初、公社が先行取得する段階では、当然のことながら目的があったものの、その後の計画変更によりまして、現在事業目的が定まっていない土地といたしまして、議員御指摘の監査意見書にあった土地のほか、岡南環境センターの北側の用地などがございしますが、これら用途不明確土地につきましては、事業の見直し等を検討し、事業内容や手法の熟度を高める努力をしております。その中で、事業化が見込まれない土地につきましては、市が買い取った後、民間への売却、賃貸、あるいは官民共同事業の実施なども視野に入れた検討も必要というふうに考えております。

続きまして、公社資金の借入れでございますが、公社資金の借入れに際しましては、入札の導入を平成11年度から進めてきており、借入利率が相当低くなった結果、長期借入れで以前に借入れられているものと比べまして、その差が大きく開く結果となったものでございます。

公社といたしましては、金利の高い長期借入金を減らす努力といたしまして、借入金の償還時には入札で他の金融機関に借りかえを図ってまいりましたが、一歩進めまして昨年の9月及びことしの3月には繰上償還を進め、その償還の原資を入札で借入れるという方法をとっております。

さらに、今月末にも繰上償還を予定し、金利負担の一層の軽減を図る努力をしているところでございます。

以上でございます。

P. 174

◎保健福祉局長（堀川幸茂君） 東部温浴施設について、高齢者や障害者の方々が利用しやすい補助制度についてのお尋ねでございますが、市内には温浴施設が数カ所設置されてございまして、東部温浴施設の使用料を補助することは困難であると考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、紫外線対策についてのお尋ねでございますが、保育園における紫外線対策の実態調査は、昨年度公立保育園へのアンケート調査と現場確認により実施いたしました。

具体的な対策といたしましては、日陰をつくったり、木陰で遊んだり、帽子・長袖の着用、長時間戸外での遊びを控える、園だよりへの掲載等でございます。新たな取り組みといたしまして、UVカットのカラー帽子の着用をしている園もございます。

また、環境省の紫外線保健指導マニュアルについても全保育園に配布いたしまして、紫外線に対する認識や防御対策に活用していただいております。

以上でございます。

P. 174

◎経済局長（小此鬼正規君） 債務負担行為の関連で、国営かんがい排水事業等の岡山市の維持管理費について、それから足守川のパイプライン化についての事業の必要性等について、まずお答えをしたいと思います。

国営事業のうち、吉井川下流地区でございますが、市の負担といたしましては年間約8,200万円、それから児島湾周辺地区につきましては年間約4,000万円程度と考えております。

また、岡山南部地区につきましては、平成21年度に完成する予定でございますので、現在のところ維持管理費は未定でございます。

それから、児島湖沿岸地区につきましては、主要工事がしゅんせつでございますので、維持管理費はございません。

それから、国営かんがい排水事業岡山南部地区事業の必要性につきましては、何度か議会でも御答弁させていただいていると思っておりますが、受益農地全体に適時・適量の良質な農業用水を安定供給するものであり、必要な事業であると考えております。

なお、経費につきましては、事業費のみならず事業完成後の維持管理費を含めて節減を図るよう、国に対して申し入れをしているところでございます。

次に、三丁目劇場の駐車場についての御質問でございます。

駐車場問題につきましては、歩行者の安全を図るため、国道を管理する国土交通省などと協議をしておりますが、駐車スペースの設置には道路の拡幅、拡幅工事に伴います埋設物の移設、こういったものに多額の費用が求められるなど、多くの問題が明らかになりました。大型バスにつきましては、乗客をおろした後、近隣の駐車場に行ってもらっており、停車の際には三丁目劇場運営協議会の職員などが誘導、監視に当たり、安全の確保に努めているところでございます。

それから、用水路の安全対策についての御質問でございます。

調査の方法、危険度の基準についてどうかというお問い合わせでございますが、危険度の基準につきましては現在鋭意検討中でございますが、さくのないところで、例えば水路の幅が広く流れが急なところ、水面との差が大きいところ、長い暗渠に入るところ、新しく開発された団地の周辺などが考えられ、調査の方法といたしましては、この基準に則して、農業水利土木員の方々を初め、地元関係者の皆様の御協力を仰ぎながら早急を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 174

◎教育長（玉光源爾君） 1点は、14年度の評価結果についてということで、後楽館中・高等学校の環境整備の評価の問題であります。

14年度の目標は、「これからの後楽館の校舎整備等についての方針を検討する」というものであります。

担当課といたしましては、今後の後楽館のあり方を検討するために、PTA、それから学校関係者を含めた会を3回実施しております。また、保護者の方々の御要望も配慮いたしまして、14年の11月議会におきまして、旧南方小学校を視野に入れた方向を打ち出しております。評価は妥当であると、このように思っております。

それから、2点目の紫外線についてであります。環境省の紫外線保健指導マニュアルについて、幼・小・中学校についてどのようにしたのかということでお尋ねがございまして、

本年度は、新たに市内の幼・小・中学校保健担当者を対象とした研修会を開催しております。紫外線の皮膚への影響、また学校・園における紫外線対策のあり方について、市民病院の御協力をいただきました。皮膚科部長の多田先生をお招きして研修を深めたところであります。

また、御指摘の紫外線保健指導マニュアルにつきましては、適切な対応をとるために各学校・園へ依頼をいたしております。

今後、各学校・園における紫外線対策の状況につきまして、アンケート調査を実施し、指導に役立てていきたいと、このように思います。

3点目の交通安全について、用水路の転落死亡事故と安全な通学路についてということですが、これは御質問のように、11年に3歳から中学校1年生まで3件続けて事故がありました。このときに幼稚園、小学校、中学校を対象に「通学路の安全に関わる緊急総合点検」というものを実施した上で、改修が必要な箇所につきましては保護者、地域、学校から要望を受けまして、関係各課、各警察署等へ対応と改善について依頼いたしました。

その結果として、例えば、横断歩道が設置された、これは2学区あります。それから、カーブミラーが設置された、1学区。信号機が設置された、2学区。歩道の白線が整備された、1学区のような改善がなされております。

なお、今後の点検につきましては、各学校・園に毎年お願いをしております。これからも続けてまいります。

以上であります。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 175

◆16番（下市香乃美君） 御答弁をいただきまして、早速再質問をさせていただきたいと思っております。順不同なることをお許しください。

最後の教育長の御答弁のところは、交通安全ということもだったんですけれども、それよりも前に引き続きまして、私は例の用水路のことを聞いたつもりだったんです。用水路についても学校を通して上がっているのではないかと思うんですけれども、それが市の中で言えば経済局です。そちらに伝わっているかどうかをお尋ねしますので、もう一度お願いします。

それと、三丁目劇場の駐車場のことについてお尋ねします。

あの現場の実態を調査されてますか。あそここの場所を見ていただくとわかるんですけれども、バス停があり、横断歩道がある、そういう場所なんです。で、駐車・停車の禁止区域があると思っております。それで、バスがとまれるところが何メートルあるのか、そういうことを調査されたかどうかお尋ねします。

それと、債務負担行為のことについて聞きます。

これは、本当に市民の方にはわかりにくいところだと思うんですけれども、岡山市は14年度末で828億円、来年度以降に払わなければいけないお金があります。ちょっと中核市を幾つか調べてみました。旭川市が191億円、横須賀市が109億円、姫路市が218億円、岡山と同じように合併・政令市を目指している浜松市が246億円、全部挙げると切りがないんであれなんですけれども、非常に多いんです。岡山市。それで、本当にこの金額は少なくしなくちゃいけないと思うんですよ。16年度までに、用途が明確でない公社保有土地は解消するという、この計画に向かって着実に進んでいるのかどうか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

また、総額規制、全体を引き下げることが要るんじゃないかと思っております。これには、次の土地改良事業の方の問題がありまして、これはちょっと検討中ということなので、きょうは差し控えますけれども、総額として引き下げる必要があるのではないかと考えますので、御意見をお聞かせください。

病院長、ありがとうございます。乳がん検診のことでちょっとお尋ねしたいんですけれども、まずこの乳がん検診、厚労省は20歳以上もやったらどうかということを出されておりました。これは私ごとですけれども、私も入院したときに20代から70代まで、本当に幅広い年齢の女性が危険な目に遭うことが多いということをよく認識してしますので、20歳以上はどうかということをお尋ねします。

それと、最後の国際的に認められた手術しかできないのか、これねえ、大きな問題なんです。女性にとつて、乳がんですからね、乳房全摘、リンパ全摘するか、乳房を温存するか、これすごく大きなところなんです。それが、どちらかの選択ができないということになれば、市民病院を受診するかどうかということにも、これつながってくるんですよ。非常に御答弁は難しいかと思っておりますけれども、公立病院としてはそこまでできないということであればいたし方ないので、もう一歩あれば言ってください。

それと、東部温浴施設なんですけれども、保健福祉局長から丁寧に、困難であるという御答弁をいただきました。これねえ、東部の温浴施設は環境局なんですよ、やっていると。で、保健福祉的なことを上乗せしてくれえと言うと、あっちだこっちだと言われるんです。でも、岡山市の施設です。たくさんの人に利用していただけるようなことを考える、それが必要だと思って質問しました。縦割りではなく、市民福祉の向上につながるような施策を考えていただきたいと思っておりますので、そういう考え方はどうかということでもう一度お聞かせください。

最後に、合併についてお伺いします。

今回のこの質問では、大きく言って任意協と法定協はどう違うのかということを確認にしたいというふうに思いました。なかなか明らかにならないところがあるんですが、先ほどの市長の御答弁の中では、任意協には法的な拘束力はない、けれども法定協が任意協が出したもので、同じものでもいいと言えそうでいいよという、そういうことだったわけです。でも、基本的には別なのかどうか、引き継いでいくのかどうかというところがポイントなんですよ。

で、ちょっとお聞きしたいんですけれども、標準的モデルとして22カ月が出されています。9月を入れても、2005年3月をゴールとすれば、あと19カ月しかないわけです。そう考えるとね、どこか圧

縮小なくちゃいけないということになるわけで、合併目標期日というのは早急に決めるべきだと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

それと、財政シミュレーションについてお尋ねします。

横田議員の質問に対する答弁の中で、周辺十数自治体と1対1のシミュレーションはしましたと。その資料についてはぜひ出していただきたいと思うんですが、今あるものとしてね。それと、財政シミュレーション、最低でも20年、30年ぐらい必要だと思うんですが、その辺どういうふうにお考えかお聞かせください。

済みません、教育長。後楽館のことで落としていました。これ、検討するというのが目標なんです。そうすると、検討すればいいということになるんです。目標としたらね、もうちょっと検討して、そして14年度のところにあります局室コメント、17年度までに具体的な施設整備構想が必要である、具体的なものがね、必要なんじゃないかと思うんですよ。そうしないと、評価の数字っていうのは上がっていったらおかしいのではないかと、そういうわかりやすい評価システムにしていきたい、そう思います。

済みません、最後に、市長。法定協議会を設置しなくても、地方自治法第7条の規定による合併を行うことは法的には可能だということがあると思いますので、一言申し添えて2回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

P. 176

◎市長（萩原誠司君） 債務負担行為の多いまちということで、これは議員も御存じだと思いますけれども、そもそも例の財政の総点検を平成11年に開始しましたね。あのときから、もう問題になっていて、基本的にはその額がふえてませんし、もう最近顕著に減り始めてます。何で高かったのかなというところはあります。その基本が土地に関することでしたね、これ。これを解消したいんですけども、解消するとなると今の時点、必ずいわゆる現金が要るんですね。売ればいいんですけども、売ると差額が出る。それもマイナスの差額ですからね。まず、こっちで一般会計で買って、売って、まあ、100円で買ったものが100円で買うっていうのは、いわゆる土地開発公社等から金利分も含めてコストを支弁するものですから高くなっている。加えて、いわゆる値段が下がっているものですから、そういう状況があるものですから、キャッシュの流れに即してなるべく早くというふうを考えているわけでありまして。

ただ、方針として800というてっぺんはね、もう早く切って700代へ行きたいし、もう800の中でも、八百数十という高いところから800の前半になってます。これ着実に改善をしていきたいし、ぜひ議員としてもこの方向に狂いがないように、厳しい監視をお願いしたいと思っております。

それから、合併の話ですけどね、確かに自治法的にあるんですけども、内容がなくなってくるんですよ、そうするとね。特に、今回の場合は合併特例法という形で、そして新たな支援措置があるときには、内容がないと、これ何にもならないものですから、おっしゃるところはわかるんですけども、今回の特例法の流れの中での合併をしようとする、そういう例外ケースは除きまして、基本的に法定協議会必置というふうにご検討の方が議論が整理しやすいんです。そのことを申し上げさせていただいているということでもあります。

それから、目標を早く決めろということなんです、まだ任意協議会での議論の中で、合併目標期日ということまで言えないと思っておりますけれども、合併をするならこの時点であるということ意識した対応をせざるを得ない、そういう意識っていうのがあります。目標ということと言えるまでの熟度が今あるかどうか、そこんところが議論になりますけれども、そう言わないまでも強く意識をしながら、議論の整理をしていきたい、そんなふうにご検討いただいております。

以上、お答えをいたします。

P. 177

◎市民病院長（渡邊唯志君） 二十歳以上の女性に対して検診をとということでございます。

現在は、50歳以上の場合にマンモグラフィーを2年間に1回ということにいたしておりますし、それより若い人の場合には視触診ということになっておると思っておりますけれども、二十歳以上ということになりますと、当然医療機関でございますので、当院としては受けたいと思っております。

それと、乳がんといいますのは、数少ない自己検診ができる場所でもございますので、そういったことに関しても啓蒙いたしたいというふうにご検討しております。

それから、乳がんの治療方法というのでございますけれども、これはどういたしますか、リンパ節への転移であるとか、悪性度であるとか、そういったことによってどういった手術をするか、御指摘されましたように、温存手術をするのか、全摘をするのか、そういったことも決まってくると思っております。幸いにいたしまして、当院では病理のドクターがいつもおりますので、生検と同時に凍結切片といたしまして、すぐ悪性度の評価というのでございますスタイルになっておりますので、国際基準だからこれしかないというのではございません。一般論ののっとなって治療をさせていただくということでございます。

P. 177

◎企画局長（天野勝昭君） 再質問の中で、合併に関してのシミュレーションで、横田議員に先日お答えしました内容でのお尋ねでございますが、これは企画局として一つの勉強ということで、1対1で周辺の隣接した市町村と合併した場合どうだろうかという試算をしたということでございます、それを常任委員会なり、特別委員会で御説明申し上げることはやぶさかではございませんが、現在は合併協議会というのが設立されて、そこで新たな市民への情報提供のための財政シミュレーションという作業をしておりますので、ちょっとその混乱があってははいけないとは思っておりますが、そういうことでございます。

20年、30年のシミュレーションということでございますが、これはやはり少なくとも合併を考える場合、合併特例債は10年間の上限ということでございます。ですから、ぜひ10年間はやらなきゃならない。それから、その後の後年度負担ということがございますので、これはやはり、それより長期的なスパンでのシミュレーションというのは必要だと思っておりますので、合併協議会の事務局ではその旨

での作業をしているように聞いております。
以上でございます。

P. 178

◎保健福祉局長（堀川幸茂君） 東部温浴施設の利用についてのお尋ねでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、これには同じような施設が数カ所ございますし、そこだけ施設の使用料を補助するという事は、非常に困難であるということと、この料金設定につきましては今すぐということじゃなしに、まだ先になるんであらうと思っておりますが、事業者の方々の御理解が得られるのかどうかということもあるかと思っております。そのあたり私の方でちょっと定かに把握してございませんので、関係部局の方へその旨検討してもらおうようにお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願います。

P. 178

◎経済局長（小此鬼正規君） 三丁目劇場の実態をちゃんと知っとるか、それから駐車禁止区域は何メートルかということでございます。

大変申しわけありません、駐車禁止区域が何メートルあるかまでは、私現在承知をしておりません。いずれにしても、先ほど申し上げましたように、現在三丁目劇場運営協議会の職員が、停車の際にはきちっと誘導、監視をしております。引き続き、安全に努めるよう努力をしていきたいと存じます。

それから、用水路の安全確保に絡む話で、教育委員会の調査結果は経済局の方に来てるかというお話でございますが、当然届いてきております。

P. 178

◎教育長（玉光源爾君） 用水路の件であります。平成11年7月2日付岡市教委指第467号、通学路の安全にかかわる緊急総合点検の実施についてという中に、通学する上での今の水難事故といいますが、この防止についての項目があります。それによりまして、今経済局長も答えられましたけれども、要望件数が9件出ておりまして、このことについては御連絡を申し上げ、4件改善をいたしております。これが1点です。

それから、もう一点の後楽館の評価の問題であります。17年までに方針決定をすると、22年に整備をやるというようなことで今行っております。それを14年の11月に方針決定といいますが、ある一定の方向を出ささせていただきました。実際何もできていないじゃないかということですが、整備というのは一朝一夕にはできません。したがって、整備をする上でどういう学校をつくっていくのか、どういう特色を出していくのか、それによってやはり整備がなされるということで、これ時間がかかるわけでありまして、保護者または学校関係者と3回懇談を持つというような中で今の評価であります。

以上であります。

〔16番下市香乃美君登壇〕

P. 178

◆16番（下市香乃美君） 短い時間ですが、どうしても言いたいことがありますので。

経済局長、ぜひ実態を見てください。なぜかといいますと、駐停車禁止、道路交通法で定められていますが、交差点とその端から5メートル、横断歩道、自転車横断帯とその端から前後5メートル以内、ここはだめなんですよ。

P. 178

◆16番（下市香乃美君） 道路交通法違反になりますので、必ず見てください。

P. 178

◎経済局長（小此鬼正規君） 私も現地に行って、ちゃんと見てきたいと思っております。